

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 11 条に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録または変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(氏名および住所等の届出)

第 4 条 株主は次の事項を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(1) 株主名および住所

(2) 株主が法人であるときはその代表者 1 名

(3) 株主に法定代理人が選任されたときは、その氏名または名称および住所

(4) 株式が数人の共有に属するときは、その代表者 1 名の氏名または名称および住所

(在外株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第5条 前条の規定により届け出る住所が外国にあるときは、日本国内に通知を受けるべき場所または常任代理人を定めて、通知を受けるべき場所または常任代理人の氏名もしくは名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第6条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者への準用)

第7条 この章の規定は登録株式質権者にこれを準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

第8条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権等の行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第9条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第 10 条 株主は、振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を行使する場合は、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面をもって行うこととする。

2. 当会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が役員等選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が 400 字を超えるときには、概要を記載することとする。

第 5 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第 11 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 12 条 単元未満株式の 1 株当たりの買取価格は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項の 1 株当たりの買取価格に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 13 条 買取代金は、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより前条の買取価格が決定した日の翌営業日から起算して 4 営業日目に買取請求者に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 前項の買取代金支払に際し、第 14 条に定める手数料を控除するものとする。
3. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 14 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 6 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 15 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第16条 第10条の単元未満株式買取請求に係る手数料は別表のとおりとする。

付 則

1. この規則の変更は社長の決定によるものとする。

2012年4月1日改正

2022年9月1日改正

2024年6月27日改正